

令和8年度

商業・サービス業外貨獲得支援事業

島根県 商工労働部

中小企業課 商業・サービス業支援係

- ▶ **事業概要**
- ▶ **県内本社整備事業**
- ▶ **県外拠点整備事業**
- ▶ **EC支援事業**

▶ **事業概要**

▶ 県内本社整備事業

▶ 県外拠点整備事業

▶ EC支援事業

▼ 事業概要

■目的

商業・サービス業等の事業者が行う県外の大消費地など新たな市場の開拓や、EC事業の強化による外貨獲得を目指す取組を支援することで、県内事業所の雇用の維持・拡大や付加価値の向上を図る。

■支援対象

島根県内に主たる事業所を有する商業・サービス業等の事業者

■補助メニュー

事業区分	事業メニュー	事業内容
(1) 県外進出支援事業	① 県内本社整備	県外展開に際して必要となる本社機能等の強化に係る取組みを支援
	② 県外拠点整備	県外展開に際して必要となる県外店舗等の立ち上げに係る取組みを支援
(2) EC支援事業		既存EC事業の拡充に係る取組みを支援

▶ 事業概要

▶ 県内本社整備事業

▶ 県外拠点整備事業

▶ EC支援事業

▼ 県内本社整備事業

■事業内容

県外展開に際して必要となる本社機能等の強化に係る取組みを支援。

■補助事業者の対象要件

- ・ 県内で1年以上支援対象事業を営んでいること
- ・ 県内で5人以上の雇用があること

■補助事業の対象要件

- ・ 島根県から県境等で隣接する市町村のうち、平成の合併前の旧市(米子市、境港市)以外への進出であること
- ※ ただし、既に出店している都道府県へ2店舗目以降を出店する場合、同一都道府県内において5店舗目までを補助対象とし、補助上限を1,000千円とする。
- ・ 県内の雇用が1人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ人件費が一定程度増加すること
- ・ 雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること

▼ 県内本社整備事業

■ 補助率・限度額

補助率 1/2(ただし大企業は1/4)、補助限度額 3,000千円

※ 既に出店している都道府県へ2店舗目以降を出店する場合の補助限度額は1,000千円

■ 補助対象経費

県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社の機能強化に係る経費が対象

人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は改修費
システム関連機器の購入費又はリース費、備品購入費、改修費

- ▶ 事業概要
- ▶ 県内本社整備事業
- ▶ **県外拠点整備事業**
- ▶ EC支援事業

▼ 県外拠点整備事業

■事業内容

県外展開に際して必要となる県外店舗等の立ち上げに係る取組みを支援

■補助事業者の対象要件 ※県内本社整備事業と同じ

- ・ 県内で1年以上支援対象事業を営んでいること
- ・ 県内で5人以上の雇用があること

■補助事業の対象要件 ※県内本社整備事業と同じ

- ・ 島根県から県境等で隣接する市町村のうち、平成の合併前の旧市(米子市、境港市)以外への進出であること
- ※ ただし、既に出店している都道府県へ2店舗目以降を出店する場合、同一都道府県内において5店舗目までを補助対象とし、補助上限を1,000千円とする。
- ・ 県内の雇用が1人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ人件費が一定程度増加すること
- ・ 雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること

▼ 県外拠点整備事業

■ 補助率・限度額

補助率 1/2(ただし大企業は1/4)、補助限度額 3,000千円

※ 既に出店している都道府県へ2店舗目以降を出店する場合の補助限度額は1,000千円

■ 補助対象経費

県外店舗等の整備に係る経費

広報費、印刷製本費、借損料、消耗品費、旅費、
備品購入費、改修費、人材採用費

- ▶ 事業概要
- ▶ 県内本社整備事業
- ▶ 県外拠点整備事業
- ▶ **EC支援事業**

▼ EC支援事業

■事業内容

既存EC事業の拡充に係る取組みを支援

■補助事業者の対象要件

- ・ 県内で1年以上支援対象事業を営んでいること
- ・ 県内で5人以上の雇用があること
- ・ 既存のEC事業の売上が年20,000千円以上であること
- ・ 直近2期の決算において、経常利益が連続して黒字であること

■補助事業の対象要件

- ・ 補助事業完了後3年以内に「①年20,000千円以上の売上増」もしくは「②直近の売上と比べて1.5倍以上となる売上」のいずれかの金額の高い方を達成する計画であること
- ・ EC事業における売上の県外比率を50%以上にする計画であること

▼ EC支援事業

■補助率・限度額

補助率 1/3、補助限度額 1,000千円

※ EC支援事業は補助対象に大企業を含まない

■補助対象経費

EC・オンラインの活用に併せて、既存店舗、自社HP、物流システムの改修等、
売上拡大に必要な取組みに係る経費

広報費、印刷製本費、備品購入費、改修費、人材採用経費

商業・サービス業外貨獲得支援補助金(まとめ)

事業区分	事業メニュー	事業内容	主な要件等	補助率・限度額
(1) 県外進 出支援事業	①県内本社整備	県外展開に際して必要となる本社機能等の強化に係る取組を支援 【県内本社と県外店舗等を結ぶ、各種運営・管理システムの整備等、県内本社の機能強化に係る経費】	(補助事業者の対象要件) 【(1)、(2)共通】 ・県内で1年以上支援対象事業を営んでいること ・県内で5人以上の雇用があること	補助率 1/2 (ただし大企業は 1/4) 補助限度額 3,000千円
		<対象経費>人事、経理、商品管理、在庫管理等のシステム構築又は改修費、システム関連機器の購入費又はリース費、備品購入費、改修費	(補助事業の対象要件) ・島根県から県境等で隣接する市町村(平成の合併前の旧市)を除く、県外への進出であること。ただし、既に出店している都道府県で2店舗目以降出店する場合、補助上限を1,000千円とし、5店舗目までを補助対象とする。 ・県内の雇用が1人以上増加すること、又は県内の雇用を維持しつつ人件費が一定程度増加すること ・雇用を維持しつつ、付加価値額が一定程度増加すること	
	②県外拠点整備	県外展開に際して必要となる県外店舗等の立ち上げに係る取組を支援 【県外店舗等の整備に係る経費】 広報費、印刷製本費、借損料、消耗品費、旅費、備品購入費、改修費、人材採用経費		
(2) EC支援 事業		既存EC事業の拡充に係る取組を支援 【EC・オンラインの活用に併せて、既存店舗、自社HP、物流システムの改修等、売上拡大に必要な取組に係る経費】	(補助事業者の対象要件) 【EC支援事業 個別要件】 ・既存のEC事業の売上が年20,000千円以上であること ・直近の決算において、債務超過ではないこと ・直近2期の決算において、経常利益が連続して黒字であること	補助率 1/3 補助限度額 1,000千円
		広報費、印刷製本費、備品購入費、改修費、人材採用経費	(補助事業の対象要件) ・補助事業完了後3年以内に「年20,000千円以上の売上増」もしくは「直近の売上と比べて1.5倍以上となる売上」のいずれかの金額の高い方を達成する計画であること ・EC事業における売上の県外比率を50%以上にする計画であること	